

## IV. 環日本海交流促進に向けた日本海沿岸地域の役割と展開事業

### 1. 日本海沿岸地域の担うべき役割

前述のようなシナリオと考え方で環日本海交流を促進していくうえでの、日本海沿岸地域の担うべき役割は、次の3点にまとめられる。

#### ① 交流中心地域として「共働的連携」による交流アクションを積極的に実践し、わが国の環日本海交流を先導していく役割

日本海沿岸地域は、交流拠点都市（県庁所在都市等）を複数有した交流中心地域として、「共働的連携」（支援協力する側とされる側が、あるいは支援協力する側同士が連携することによって効果を生むこと）による交流アクションを積極的かつ先駆的に実践していく。このことによって、これまで米国等の外国企業と比較して消極的であった日本企業の直接投資マインドや、日本の国家運営にとって枢要となる対環日本海交流圏経済政策等の積極的展開を喚起することなども含めて、わが国の環日本海交流を先導していく役割を担う。

#### ② 交流後背地域としての太平洋側のポテンシャルを対岸地域に波及させていくとともに、交流の効果を太平洋側に波及させる役割

日本海沿岸地域は、環日本海交流に資する知識・経済・文化などの面での、みずからが有するポテンシャルを発揮していくことはもちろんのこと、交流後背地域（栄養補給源）としての太平洋側地域がもつ優れたポテンシャル（資本供給、工業生産、消費需要等）を活用し、その経済的な効果等を環日本海交流を通して日本海対岸地域に波及させていく役割をもつ。また、逆に日本海沿岸地域と対岸地域との交流によって得られる効果（開発、貿易、知識・技術、文化等の面での効果）を太平洋側に波及させていく役割も担う。

#### ③ 環日本海交流構想に基づく新しい価値観の創出や、地域づくりを行っていく場としての役割

日本海沿岸地域が一体となって、地域からの発想・行動にもとづく対岸地域との環日本海交流を開拓し、知識・生活の質・環境の重視などの新しい価値観を創出するとともに、それらを地域づくりに活かすことによって、21世紀にふさわしい「人々の満足度を最大にする地域づくり」や、「世界との直接的連携によって発展を目指す地域づくり」、「地球環境への負荷の少ない地域づくり」などを行っていく場としての役割を担う。

## 2. 日本海沿岸各地域の独自に取組む交流事業の方向

日本海沿岸の各地域は、それぞれこれまでに多様な交流事業を積み重ねてきた。

今後も各地域の個性と独創性を十分發揮する形で、環日本海交流事業を展開していく。

## 3. 日本海沿岸各地域の連携により展開する交流事業の方向

日本海沿岸地域が今後より積極的に環日本海交流を行っていくためには、各地域が単独で取り組む交流事業に加えて、複数の地域が連携して実施する共働推進型の事業を推進していくことが必要である。連携することによって、地域単独ではできないような大規模な事業や、各地域の人的資源や技術・ノウハウなどを結集することによる質の高い事業を、効果的かつ効率的に行っていくことが可能となるからである。

知識的交流、経済的交流、文化的交流の各分野における共働推進型の交流事業の方向は以下に示すとおりである。なお、ここで提示する共働推進事業は、あくまでも現在考えられる候補（案）として位置づけられるものである。今後、これらの候補（案）の中から緊要性、実現可能性、関係府県が一体的に行うことの妥当性、官・民の役割分担、実施時期・期間等を考慮し、必要かつ適当な事業について実施に向けて具体的検討に入るものとする。

### 1) 知識的交流に関わる共働推進事業の方向

#### ① 環日本海交流圏の発展に資する共同研究調査の実施

研究調査プロジェクトの企画・実施・参加を積極的に行っていく。共同研究調査のテーマ分野としては、環境、海洋科学、海洋資源、気象、歴史・地理、社会、産業・経済、地域開発、開発プロジェクト、社会インフラ等が考えられる。

#### ② 地域開発政策・開発プロジェクト等の提案

自治体が中心となって、対岸地域の主に行政府に対して、地域政策や開発プロジェクト等の提案を行っていく。提案すべき地域政策やプロジェクトは、日本企業向けの工業団地開発、広域的な地域開発、都市再開発・整備、地域産業振興等の分野が想定される。

#### ③ 「高等教育・研究機関」の対岸地域への設立

ノウハウの提供や財政的支援によって、ロシアなどの対岸地域に「高等教育・研究機関」を設立していく。設立する高等教育・研究機関の形態としては、対岸地域に大学・大学院等を設立する、対岸地域の大学へ「日本学部」を開設する、対岸地域に「日本研究センター（仮称）」あるいは「北東アジア研究センター（仮称）」を設置する、ことなどが想定される。

**④ 対岸地域の行政幹部職員の教育研修支援**

対岸地域の行政幹部職員の教育研修を支援する。その形態としては、職員研修プログラムの開発・実施、行政職員等を対象とした研修センターの設置、「行政顧問団」の派遣などが考えられる。

**⑤ 基盤的な制度・社会システムの構築に対するコンサルテーションの実施**

基盤的な制度・社会システムの構築に関する実効的なコンサルテーション（現地出向型、受入型）を行っていく。コンサルテーションの対象は、企業会計制度、社会保険制度、金融・証券制度、都市計画制度、統計制度、環境保全制度、運輸システム、情報通信システムなどが想定される。

**⑥ 生産関連の「中間技術・ハイテク技術等」の移転促進**

日本海沿岸各地域の得意技術分野の移転を推進していく。分野としては、環境保全技術、林業・農業技術、水産加工技術、鉱業技術、ハイテク技術等が想定される。技術移転の方式としては、「環日本海（工業、農業、環境etc）技術移転センター（仮称）」の設置等、日本の技術専門家の現地への派遣、技術研修生の日本での受入などが考えられる。

**⑦ 対岸地域の実務専門家の育成支援のための拠点施設の設立**

要請される分野での実務専門家を育成するための拠点施設を設立していく。実務専門家の育成には、日本での受入型の育成も必要であるが、現地に拠点施設を設置することが、より積極的な協力を可能にするものと考えられる。施設候補は「日本式企業経営管理推進センター」「日本海海洋環境管理推進センター」「総合医療福祉専門家育成センター」等である。

**⑧ 交流圏の主要大学・研究機関等を結ぶ知識情報ネットワークの構築**

日本海沿岸地域のリードのもとで、インターネットを構成するサブネットワークとして、環日本海学術研究ローカルネットワークを構築する。ネットワークは、環日本海の主要な大学・研究機関・行政・企業等を結び、パソコンによる通信を基本とした「コミュニケーションネットワーク」と「データベースネットワーク」として構築する。

**⑨ 「日本海沿岸地域大学連合」の創設**

「日本海沿岸地域大学連合」を創設し、環日本海交流圏や東アジアを対象とした共同調査研究、対岸地域との留学生交換の共同推進（共同受入など）、構成大学間で環日本海地域研究の講座などの分担設置、対岸地域への教授・講義などの共同派遣などを行っていく。将来は対岸地域の大学を含めた「環日本海大学連合」へと発展させる。

**⑩ 「環日本海言語翻訳センター（仮称）」の設立**

日本海沿岸地域において「環日本海言語翻訳センター（仮称）」を設置する。センターは、環日本海交流圏内の特定の言語で書かれた学術論文・調査研究報告書・書籍・雑誌・公式文書などを、他の言語に翻訳するサービスを行う。

**⑪ 対岸地域を対象とした「学術研究留学奨学金制度」の創設**

対岸地域からの研究者や留学生を対象とする「学術研究留学奨学金制度」を創設する。奨学金は、日本海沿岸地域の共通ファンドをつくりその中から拠出する。共通ファンドは自治体、民間企業、各種団体が拠出する。

**2) 経済的交流に関わる共働推進事業の方向****① 対岸地域と協力した「経済交流推進機構」の設立**

直接投資・開発援助など多分野にわたる経済的交流を総合的に推進するための経済交流推進機構を、日本海沿岸地域が対岸地域と共同して設置する。

**② 対岸地域における工業団地の共同開発**

中国東北地域やロシア極東に工業団地開発を行い、日本海沿岸地域の企業等の進出を促進していく。開発の対象地域としては、中国における経済特区・経済技術開発区などが想定される。工業団地は日本海沿岸地域と対岸地域の共同開発とし、日本側は主に資金・開発技術の提供や進出企業の斡旋を行う。

**③ 日本海沿岸地域における「生産流通加工基地」の連携開発**

複数の「生産流通加工基地」を相互の連携に配慮して総合的に整備していく。生産流通加工基地は、自由貿易加工地区としての条件を備え、部品・半製品等の生産機能（対岸地域向け輸出）、完成品の検査・流通加工・保管機能（対岸地域からの輸入品の国内販売）、農林水産品の保管・加工・流通機能（対岸地域からの輸入）、港湾物流機能などを備えるものとする。

**④ 日系企業向け「ビジネス支援センター（仮称）」の対岸地域への設置**

日本（日本海沿岸地域）企業の現地でのビジネス活動を支援するために、日本海沿岸地域が共同で「ビジネス支援センター（仮称）」を対岸諸地域に複数設置していく。

**⑤ 「環日本海経済交流情報センター（仮称）」の創設**

「環日本海経済交流情報センター（仮称）」を創設する。主な機能は、情報収集（地域経済社会、企業、投資環境、地域政策等の現地情報を独自調査・新聞・文献・電子媒体等を通じて収集

する）、情報提供（収集した情報を分析加工し日本企業、行政、学術研究機関等に対して提供する）を想定する。

⑥ 対岸地域からの来客を対象とした「国際免税商業アミューズメント施設」の整備

主に対岸地域からの来客を対象としたタックスフリーの店舗等の集積する「国際免税商業アミューズメント施設」を整備する。商業施設は、免税低価格商品の販売、対岸地域の人々が求めるハイテク+日常生活用品の販売、来訪客がノービザで入れるなどの特徴をもたせる。

⑦ 日本側貿易促進拠点の対岸地域への設置

日本海沿岸各地域が共同して、対岸地域の主要な都市へ貿易促進のための拠点施設（オフィス、常設展示場、情報センター等の複合施設のイメージ）を設置していく。

⑧ 官民共同による国際JV型の「パイロット企業」の設立

今後の民間ベースでの環日本海交流（特に極東ロシア）のトリガーとなるべき、日本とロシア双方の出資によるジョイントベンチャー型の「パイロット企業」を複数設立していく。

### 3) 文化的交流及び総合的交流に関わる共働推進事業の方向

① 「文化交流センター（仮称）」の相互設置

日本海沿岸地域と対岸諸地域が相互に「文化交流センター（仮称）」を設置していく。センターの機能は、自国（自地域）の文献・資料の公開〔図書館〕、歴史や現在文化に係わる情報提供、文化イベントの企画開催、文化交流事業の実施などを想定する。

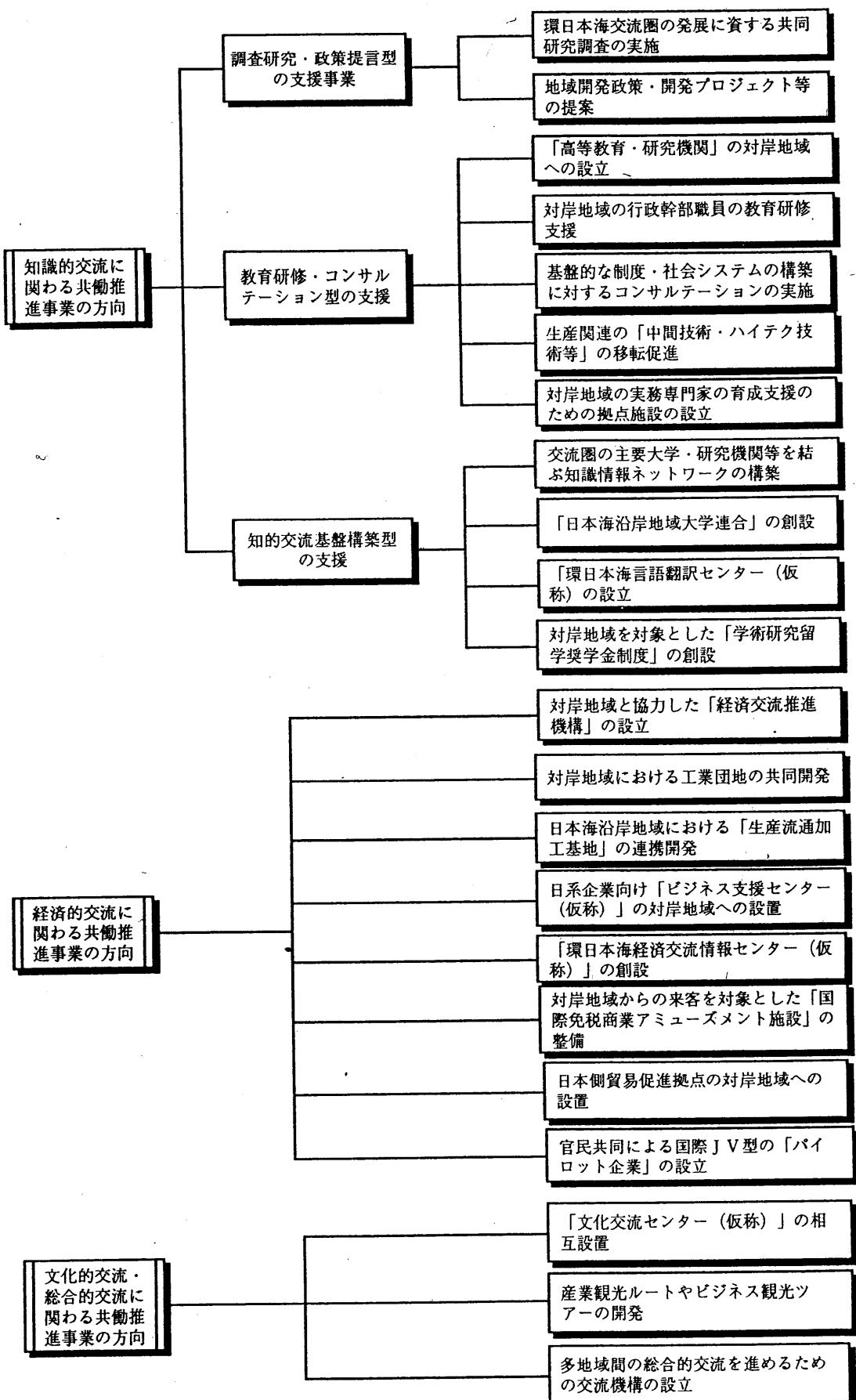
② 産業観光ルートやビジネス観光ツアーの開発

短期的には、日本海沿岸地域が対岸諸地域（特に中国・ロシア）と共同で産業観光ルートやビジネス観光ツアーの開発を行っていく。

③ 多地域間の総合的交流を進めるための交流機構の設立

環日本海交流圏に位置する自治体等が情報交換、意見交換を行う会議を定期的に開催したり、友好提携関係にない自治体を含めたマルチの交流・協力事業をコーディネートする等の役割を果たす国際機構を設立する。

図 日本海沿岸地域の連携により展開する交流事業の方向



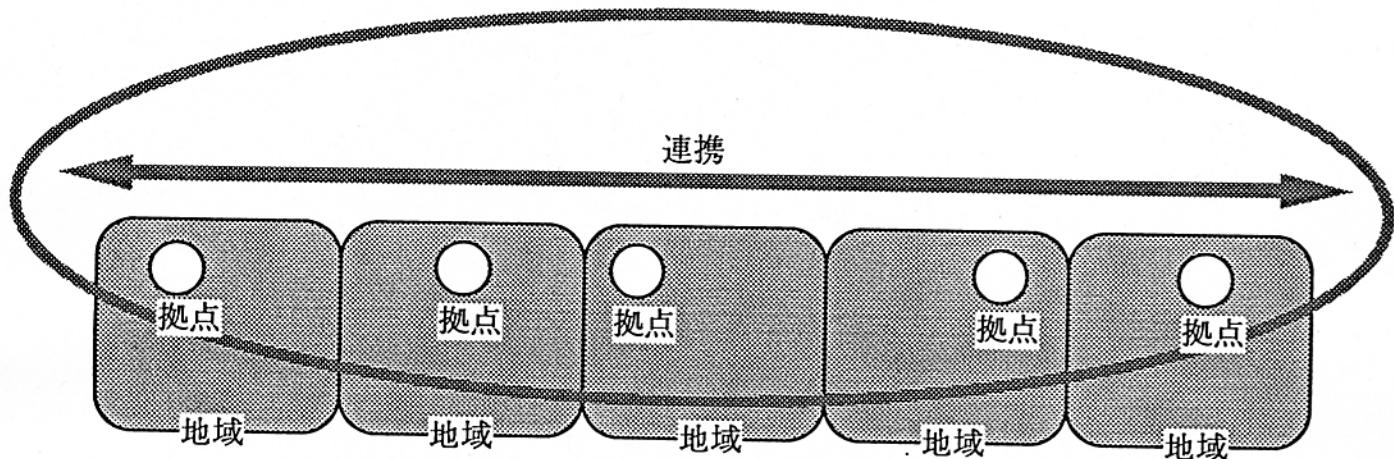
#### 4. 交流事業展開における日本海沿岸地域内の連携のあり方

前述のような共働推進型の環日本海交流事業を実施していくにあたっての、地域間連携の形態は、具体的には「全地域連携」「ブロック連携」「遠隔地域連携」の3つが想定される。

##### 1) 全地域連携のあり方

「全地域連携」とは、日本海沿岸地域全体が一体となって連携して事業の推進にあたる形態である。

図 「全地域連携」のイメージ



出所) 野村総合研究所

全地域連携は、多くの資金や人材を必要とする大規模プロジェクトや、個別地域単位では採算がとりにくい先端的事業の推進に適している。また、日本海沿岸地域全体に広く分布している技術やノウハウを結集させる必要のある難易度の高い事業の推進や、日本海沿岸地域全体を網羅する基盤等の構築の際にも適した形態であると考えられる。

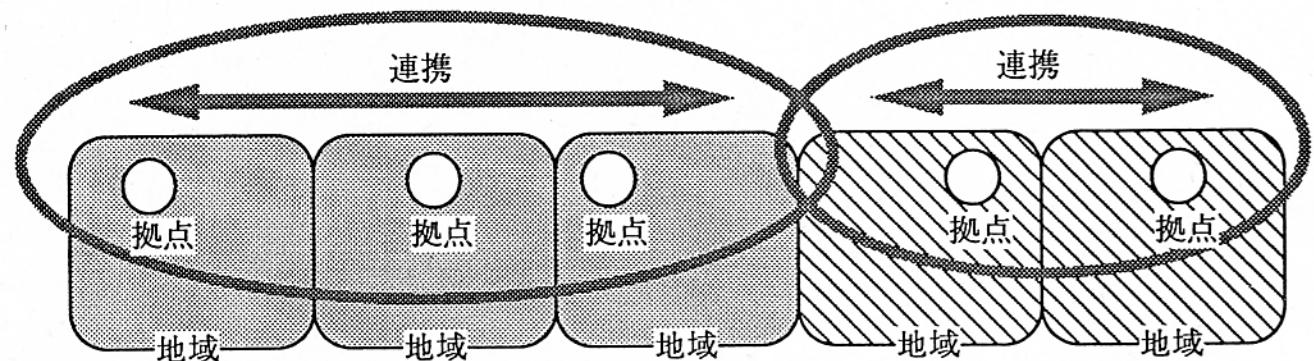
全地域連携で事業を展開した場合のイメージについて例示すると、次のようなものが考えられる。

- ① 環日本海地域全体の発展に資する基礎的政策テーマに関する調査研究や政策提言等の推進
- ② 環日本海交流全体の促進に必要な拠点施設や機関の設立の推進
- ③ 日本海沿岸地域全体を網羅する知的交流基盤の構築

## 2) ブロック連携のあり方

「ブロック連携」とは、日本海沿岸地域のうちの一部で、相互に隣接する複数の地域（ブロック）が連携して事業の推進にあたる形態である。

図 「ブロック連携」のイメージ



出所）野村総合研究所

ブロック連携は、類似した資源や環境（技術蓄積、自然環境等）をもった複数の地域がそれらを活かして行う共同事業や、特定の中核的施設（空港や港湾、交流施設など）を中心として人やモノの交流が頻繁に行われる事業の展開に適した連携の形態である。また、近接した複数の地域が同一のメリットを享受できるような事業の共同推進にも適した形態である。

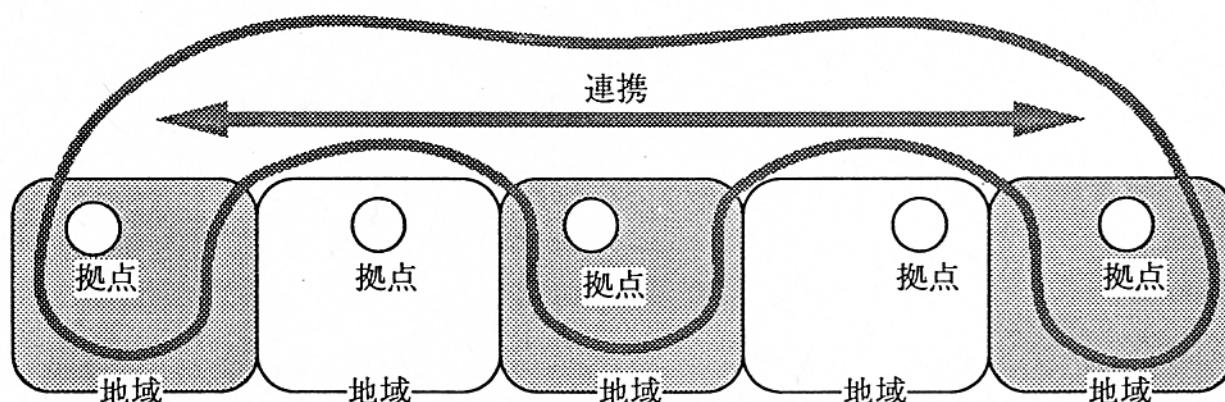
ブロック連携で事業を展開した場合のイメージについて例示すると、次のようなものが考えられる。

- ① 特定の地域や地区を対象とした個別的・具体的なテーマに関わる調査研究やコンサルテーションの推進
- ② 研修生の受け入れなど人の移動を多く伴う交流事業の共同推進
- ③ 複数の地域がメリットを享受できる施設整備や機構・機関の設立

### 3) 遠隔地域連携のあり方

「遠隔地域連携」とは、日本海沿岸地域のうち地理的には必ずしも隣接していない複数の地域や拠点が共通のテーマの実践や課題の克服のために連携して事業を進めていく形態である。

図 「遠隔地域連携」のイメージ



出所）野村総合研究所

遠隔地域連携は、地理的には離れているが、共通の技術分野や研修テーマを有する複数の地域が行う技術移転や研修事業の推進、あるいは物流・商業アミューズメント施設を有する複数地域間の連携に適した形態である。また、対岸地域との交流において、共通の交流相手先（姉妹提携等）を有する複数の地域が、共同で行う交流事業などにも適した形態である。

遠隔地域連携で事業を展開した場合のイメージについて例示すると、次のようなものが考えられる。

- ① 共通の技術分野や研修テーマに関わる知識的交流事業の共同実施
- ② 複数の物流・商業アミューズメント施設等の連携に配慮した整備の推進
- ③ 交流相手先を共有する日本海沿岸地域間の共同事業の展開